

平成30年1月25日開催

新庄市農業委員会第8回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成30年1月）議事録

1. 開催日時 平成30年1月25日（木）15時30分

2. 開催場所 大地会館

3. 出席委員（16名）

1番 浅沼 玲子	2番 今田 則雄
3番 丹 茂	4番 星川 吉和
5番 海藤 芳正	6番 笹 行也
8番 間 真一	9番 須田 雄二
10番 高橋 敏行	11番 斎藤 謙二
12番 清水 哲夫	13番 佐藤 啓右
14番 下山 秀一	16番 三原 康志
17番 佐藤 喜代志	18番 指村 貞芳

4. 欠席した委員（3名）

7番 鶴巻 浩美	15番 星川 豊
19番 森 良一	

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 36 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 5 議案第 37 号 特定農地貸付規程の変更に係る承認について
- 日程第 6 報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 7 報告第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第 8 報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 9 報告第 24 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
- 日程第 10 報告第 25 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局長	三浦 重実	総務主査	鏡 彰広
主事	三宅 大輔		

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成 29 年度新庄市農業委員会第 8 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 16 名でございます。欠席通告者は、鶴巻浩美委員、森良一委員、星川豊委員の 3 名であります。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第 27 条第 3 項の規定により、本第 8 回総会が成立していることをご宣告申し上げます。では会長に議長をよろしくお願ひいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1 、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に9番須田雄二委員と14番下山秀一委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と三宅大輔君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番から八向地区3番までの8件につきまして議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程何卒よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番、1月21日に調査いたしました。賃貸借権設定の新規という事で、事由は詳細のとおりであり、対価的にも双方合意という事で、問題無いと判断しましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、次に新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区2番、1月21日に調査した結果、△△△△さんのお兄さんが亡くなり、作り手がいなくなり、親戚で田が隣の△△△△さんに頼む事になったという事で、双方合意でありますので、問題なしと判断しましたのでよろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区3番、1月21日に調査した結果、何年も△△△△さんが作り続けており、双方合意とのことでしたので、問題なしと判断いたしましたので、よろしくお願ひします。

○議長

それでは、次に萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

1月21日に調査・確認しました。同一世帯・同一生計であり、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

次に、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○11番

1月21日に調査・確認しました。再設定であり問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

次に、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

八向地区1番について、1月21日に調査した結果、同一世帯、親子間の使用貸借の設定であり、なんら問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひします。

○議長

それでは、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○17番

3条八向地区2番、1月18日に電話で確認した結果、問題ございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○17番

2番同様、1月18日に電話で確認した結果、問題ございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第34号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは八向地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

農地法第5条の規定による許可申請について、八向地区1番1月18日に調査確認しました。事由は詳細のとおりで間違いありませんでしたので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第35号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第36号農用地利用集積計画についてを上程します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第36号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区1番までの10件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

（議案書を朗読し、申請内容を説明）

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定5件、所有権移転5件について質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第36号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第36号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第37号特定農地貸付規程の変更に係る承認についてを上程します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第37号特定農地貸付規程の変更に係る承認について、ご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第37号特定農地貸付規程の変更に係る承認については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第37号特定農地貸付規程の変更に係る承認については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それではこれより報告案件に入ります。

日程第6、報告第21号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第21号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの2件について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第21号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第21号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に日程第7、報告第22号農地法第5条の規定による許可申請の取下げについてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第22号農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第22号農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第22号農地法第5条の規定による許可申請の取下げについては、原案の通り可決承認されました。

次に日程第8、報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区1番までの6件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案の通り可決承認されました。

次に日程第9、報告第24号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第24号地目変更登記に係る法務局からの照会について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第24号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第24号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

次に日程第10、報告第25号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第25号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第25号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第25号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これにて、新庄市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成30年 1月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 下山 秀一

議事録署名委員 須田 雄二